

業務指示書

ギニア国国道三号線橋梁改修計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年6月14日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 関谷 貴子 Sekiya.Takako@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年6月19日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号) 第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めるこにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めることがあります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）
であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求める。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれます。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。
なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：橋梁計画/橋梁設計に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／橋梁計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：橋梁計画に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ギニア 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 橋梁設計】

1) 類似業務の経験：橋梁設計に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ギニア 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力：語学評価せず

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年6月23日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参考すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
(5) その他（以下に記載の経費）

以下の現地再委託業務に係る費用

- (1) 交通量調査
(2) 気象調査及び水理・水文調査
(3) 地形測量
(4) 地質調査

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(GNF1 = 0.01 円, US\$1 = 111.326 円, EUR1 = 124.403 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 : ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法 :

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー・オン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

(注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

(注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／橋梁計画
橋梁設計

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.50 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の3点について、加点・減点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（40歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 重大な不正行為に対する減点

重大な不正行為を繰り返した者に対しては、措置期間満了後においても一定期間減点評価を行います。具体的な取扱いは、同上ガイドラインの別添資料8「重大な不正行為を繰り返した者に対する減点評価の導入」を参照ください。

(3) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年7月10日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約） :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
ギニア国国道三号線橋梁改修計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／橋梁計画	(40.00)	(20.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	11.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	—	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
シ) 業務管理体制	—	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 橋梁設計	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	—	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	—	
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	—	
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

ギニアの道路総延長は約43,000kmであり、うち国道は7,625kmである。しかし、独立後、十分な整備が行われなかつたため、都市間道路の整備の遅れ、都市への人口集中を背景にした都市部・郊外における交通渋滞などの問題を抱えている。そのため、ギニアの幹線道路網は、国家運輸計画（PNT、2002年）に基づいて整備が進められており、孤立した地域が多い北部地域、農業地帯である高地ギニア地方と森林ギニア地方の交通網の整備や周辺国へ繋がる国道1号線、国道3号線、国道4号線等の主要幹線道路の整備が急務と位置付けられている。

一方、これらの主要幹線国道に掛かる橋梁（建設後50～80年経過）は、近年の道路整備から取り残され、大型車両の通行を考慮しない設計となっていることに加え老朽化も進んでいるため、このまま増大する大型車両の通行を許せば落橋の危険性がある。また、橋長が長いにも拘わらず、不十分な幅員（1車線）のため交通上のボトルネックとなっている。

このような背景から、2005年6月にギニアは我が国に対して主要幹線道路における6橋の架け替えを要請し、これを受け、日本政府は2006年10月に予備調査団を派遣し、民間企業による建設済みの1橋（タマランシ橋）を除く5橋について調査を行った。また、2007年11月に幹線国道橋梁改修計画基本設計調査（以下、「基本設計調査」）を実施し、予備調査において緊急性、必要性が低いと判断された1橋（リンサン橋）を除く、4橋（カアカ橋（国道1号線）、スンバ橋（国道3号線）、ダンダヤ橋（国道4号線）、フェンイ工橋（国道4号線））について調査を行い、基本設計を完了している。その後、2008年12月に閣議決定がなされたが、同月に発生したクーデターにより、我が国政府はギニア国政府に対して新規経済協力の停止措置をとることとなった。2010年末に同措置が解除され、本事業も再開することとなり、2013年にカアカ橋、スンバ橋の2橋を対象とした「幹線国道橋梁改修計画準備調査（事業化調査）」（以下、「事業化調査」）を実施、最終的に案件規模（予算）の制約から対象橋梁を国道1号線上のカアカ橋のみに絞込み「国道一号線橋梁改修計画（当初G/A金額12.54億円）」を実施することとなった。

スンバ橋は上記の点から改修ニーズが高く、事業化調査において概略設計まで実施しているが、現在に至るまで改修の計画はなく、ギニア国公共事業大臣から日本側に対して早期実施に係る要請がなされている。また、スンバ橋が位置している国道3号線は、トランスアフリカンハイウェイを構成しており、北部の近隣諸国につながる幹線道路であり、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）域内の国際回廊の一部となっていることから、本事業はギニア国内のみならず域内の経済・流通の活性化にも資することが期待されている。

2. 事業の概要

(1) 目標：

老朽化による落橋の危険性があり、十分な幅員が確保されておらず、片側交互通行を行っており、洪水時には毎年橋面まで冠水し通行止めになるスンバ橋の架け替えにより、安全で円滑な交通を確保し、首都コナクリを中心とした円滑な物

流の維持・促進に大きく貢献することが期待される。

(2) 概要：

スンバ橋 (72.8m、幅員 3.5m) を改修し 2 車線化するもの。(必要な範囲の取付道路、道路付帯施設を含む)

(3) 対象地域（サイト）：

国道 3 号線スンバ橋（デュブレカータネ間）

(4) 実施機関：

公共事業省インフラ局

(Direction Nationale des Infrastructures, Ministère des Travaux Publics)

3. 業務の目的

施設・機材調達方式の無償資金協力の活用を前提として、国道 3 号線スンバ橋を対象に実施済みの基本設計調査及び事業化調査の内容をレビューした上で、プロジェクトの背景、目的および内容を把握し、プロジェクト実施に対する我が国無償資金協力の位置付け、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略事業費の見直しを行うとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、「国道三号線橋梁改修計画準備調査 (Preparatory Survey of the Project for Rehabilitation of a Bridge on the National Route No. 3)」(以下、「追加調査」)について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において JICA がギニア側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法、調査項目

本業務指示書は、これまでに実施した基本設計調査及び事業化調査の結果を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

(2) 現地調査の実施方法

本追加調査においては、基本設計調査及び事業化調査以降の現地の設計方針及び施工条件につき、調査の早い段階において機構とギニア側にて基本設計調査及び事業化調査の結果（以下、「原計画」）の見直しに係る協議を実施し、その必要性を確認したうえで再設計を実施する。

本追加調査では、下記の通り2回の現地調査の実施を想定している。

第1回現地調査：追加調査の実施にあたって必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査

第2回現地調査：追加調査報告書（案）を先方関係者に説明・協議するための現地調査

それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させることを想定している。

なお、機構とギニア側との協議にて、原計画の見直しが必要ないこととなった場合は、第1回現地調査にて単価の見直し及び再積算を行うと共に、それら調査時からの状況の変化の有無について確認し、今次追加調査の結果に反映させる。併せて、減額の契約変更を行う。

(3) 原設計のレビュー及び再設計方針の検討について

コンサルタントは、既存資料（調査報告書）を基に基本設計調査及び事業化調査の結果に基づく原設計につきレビューを実施したうえで、設計方針・施工計画等について課題を抽出して再設計方針を検討し、それらをプロポーザルにて提案すること。

契約後に、機構よりコンサルタントに貸与する詳細資料（自然条件調査結果、基本設計及び概略設計時の各種資料等）をもって、プロポーザルにて提言した再設計方針をレビューし、第1回現地調査前にその内容を機構と確認したうえで、インセプション・レポートの一部として第1回現地調査にてギニア側に説明する。

(4) サイト状況調査について

今次追加調査では、改めてサイト状況調査（各種自然条件調査（降雨量、河川流量、流速、最大推移、地形測量（河川測量含む）、地質調査等）、環境社会配慮調査、交通量調査等）を実施し、原計画の各種設計条件（道路計画、道路規格、交通量、平面・縦断線形、設計水位を含む各種河川条件等）及び施工条件についてアップデートする。コンサルタントは必要なサイト状況調査の内容をプロポーザルにて提言すること。

なお、機構とギニア側との協議にて原設計の見直しが必要のこととなった場合は、既往最大水位の再確認及び交通量調査及び必要に応じて自然条件調査等の最小限の調査（ヒアリング等）及び環境社会配慮調査を実施することとし、減額の契約変更を行う。

(5) 計画内容の確認プロセス

本追加調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で日本側関係者が出席する会議を開催し、随時関係者と内容を確認・協議する。

(6) 類似案件の情報収集及び既存資料の活用と過去の案件の確認

我が国及び他ドナーにより実施された既往の橋梁改修計画の経緯、進捗状況お

より事業から得られた教訓等を再確認し、本事業計画に反映すること。

追加調査を行うにあたり、隣接事業や交通条件、自然条件及び土地利用条件の類似した事業に関する設計資料を収集するとともに、実施機関の類似事業担当者や関係するコンサルタントに設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、これらの情報を計画に反映させる。

(7) 事業効果に影響を与える関連事業の確認

基本設計調査及び事業化調査の報告書では、ギニア国道路セクターにおいて世界銀行、EU、フランス及びアラブ系のドナーが主要幹線国道の改修及び高速道路建設などへの支援を実施していたことが確認されている。現在の他ドナー等の援助活動を調査し、それらが本事業で建設される橋梁の事業効果に影響を与えるか否かを含め、事業計画の策定に当たってはこれら関連事業の確認を行うこと。

(8) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンなど）

基本設計調査及び事業化調査にて微取した見積りについて、物価上昇を勘案して再度、見積を微取するとともに、再設計に基づいて新たに追加された項目について調達事情を調査する。

(9) 施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA 建設工事等安全管理ガイドライン」(2014 年 9 月)（以下、「安全管理ガイドライン」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、ギニアでの最近の既往調査報告書等や JICA 事務所からギニアでの安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に追加記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイドラインの安全施工技術指針及び収集したギニアの工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりギニアの他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じてギニアで施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報は JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA 事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について JICA 事務所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず JICA 事務所に報告を行う。

(10) 交通安全対策の検討

供用後の道路交通に対する適切な交通安全対策を検討する。

(11) 情報通信技術（ICT）の活用

本追加調査実施に際し、設計業務等に効果的、効率的な情報通信技術（ICT）がある場合には、その活用を追加検討する。

(12)品質向上のための検討

施工監理計画の検討にあたっては、本事業における必要十分な品質を確保するために必要な活動を追加検討し、記載する。

(13)セネガル事務所への報告について

第1回及び第2回現

地調査時には帰国前にセネガル事務所に立ち寄り、調査結果の報告を実施する。

6. 業務の内容

(1)インセプション・レポートの作成

基本設計及び概略調査報告書、貸与資料（自然条件調査結果、基本設計及び概略設計時の各種資料等）をもってプロポーザルにて提言した再設計をレビューし、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

(2)インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3)事業の背景・経緯の確認

- 1) ギニアにおける上位計画（国家開発計画及びセクター計画）の最新情報を収集し確認する。
- 2) 本事業要請の経緯と内容を再確認する。
- 4) 本事業に関連する我が国、及び他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容および彼らの保有する道路建設事業の教訓等にかかる最新情報を収集し確認する。

(4)事業の実施体制の確認

事業実施機関である公共事業省インフラ局の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

また、同様に維持管理を行うのに必要な人的体制、技術力、財務力を具えているか確認する。

(5)サイト状況調査、自然条件調査

1)サイト状況調査

対象橋梁のサイトについて、用地取得状況の確認等を行い、事業化調査実施時からの変更点を把握する。また、ギニアにおける道路基準の変更の有無の確認、対象橋梁の取り付け道路状況の確認、交通状況の確認を行う等、設計・施工計画に関わる情報をアップデートする。

2)自然条件調査

今次追加調査では、降雨量、河川流量・流速、最大水位、地形（河川測量含む）等の自然条件にかかる情報を再度収集・観測し、近年の気候変動を考慮した計画高水量、計画高水位等の設計条件を再検討し、橋梁設計の見直しに反映させる。

本件については、現地再委託にて実施することとし、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案すること。

（6）環境社会配慮

1) 環境社会配慮に係る調査

本事業は、「JICA環境ガイドライン」（2004年4月）に掲げる道路・橋梁セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大ではないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、カテゴリBに該当する。本追加調査では改めて現場の状況を確認し、環境社会配慮上懸案となるような現況の変化の有無(特に本事業による住民移転、用地取得の有無の現状)について確認することとする。

原計画については、2008年にギニアの環境影響調査法に基づき環境影響調査を実施し、2008年8月に国内で環境認可を取得し、日本側へ提出されている。本追加調査にて原計画を見直した結果、環境社会配慮を要する範囲が変更となる場合は、変更範囲について追加の環境社会配慮調査を実施する。

また、環境社会配慮調査を実施済みの範囲において、その環境認可の有効性をギニア国政府へ確認し、有効性がない場合は今後の手続き等について十分確認する。

2) 重要な環境社会配慮項目の予測、評価及び緩和策モニタリング計画案の作成

ア. JICA環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形でJICA環境社会配慮ガイドライン<参考資料>の環境チェックリストを作成する。

今次追加調査では、基本設計調査及び事業化調査の結果に基づくアップデートと、環境社会配慮範囲の変更分にかかる環境チェックリストの作成を目的とする。

イ. 環境社会配慮に関する主な調査項目は、以下のとおり。

(1) ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の

生活区域及び経済社会状況等）の確認

(2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

ア) 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基

準等

イ) JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法

ウ) 関係機関の役割

- (3) スコーピング(考慮すべき代替案と重要な重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること) の実施
- (4) 影響の予測
- (5) 影響の評価及び代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)の比較検討
- (6) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- (7) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の検討
- (8) 予算、財源、実施体制の明確化
- (9) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

ウ. 簡易住民移転計画の作成支援(大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合)

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2004年4月)及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下(1)-(12)の通り。具体的な策定手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領(2017年4月)」に基づくこととする。簡易住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。本事業のために既に用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)と乖離がある場合、その解決策を提案する。

- (1) 用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等の必要性
- (2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- (3) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- (4) 損失資産の補償、及び生活再建対策の受給権者要件
- (5) 再取得価格調査を踏まえた、完全な再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- (6) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- (7) 苦情処理を担う組織の権限、及び苦情処理手続き
- (8) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定、及びその責務

- (9) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
 - (10) 費用と財源
 - (11) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
 - (12) 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略においては、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。
- 3) 先方のジェンダー配慮への意識改革を促すために、効果発現におけるジェンダーの視点を入れた検討を行う。施工・利用におけるジェンダーニーズ調査や、住民移転が発生する際の住民説明会においては、ジェンダーバランスへの配慮を行い、男女双方からのヒアリングを通じた工事対象地域の住民のジェンダープロファイルの正確な把握に努める。
- 4) 利用者の立場からの配慮に加えて、施工段階においても、例えば最低限、施工段階での男女間の同一労働同一賃金の確保や女性労働者向けのトイレ等労働環境整備配慮等、積極的に議論、導入・配慮に努めること。
- 5) (住民移転が発生する場合) 移転対象住民の置かれたジェンダー状況を把握・分析した上で、寡婦世帯、女性世帯主世帯(Female Headed Household)など特に脆弱な状態に置かれた世帯が確認できる場合、特別な補償措置の必要性などについて提案することがのぞましい。また補償金が金銭で行われる場合、男性世帯主が金銭補償を独占し、配偶者に正確な補償金額が伝わらない、補償金が適切に家庭に裨益しない事例もあることから、金銭支払い方法については十分に検討する。

(7) 交通量調査と将来交通量推定

基本設計調査及び事業化調査での交通量調査結果に加え、対象地域の最新の交通状況を把握し、将来交通量を再度予測する。具体的な調査項目（調査内容、調査手法、数量等）は、コンサルタントがプロポーザルで提案すること。なお、本追加調査は現地再委託又は調査補助員の活用を認める。

(8) 運輸交通セクターに関連する法令や基準、設計・施工条件の確認、

運輸交通及び関連インフラに関する法令・基準・設計条件を確認し、事業化調査時からの変更点を把握し、変更がある場合は今次追加調査結果へ反映させる。

施工計画・積算の必要精度を確保するため、ギニア側関連機関と十分な協議・調整を行い、施工の条件（作業可能時間、通行止め及び交通規制計画、移設の可否等）を確認・整理する。

(9) 先方政府、他ドナー及び民間事業者等の実施する関連事業の動向、道路整備実績、設計と施工、現況確認、各種教訓の確認

基本設計調査や事業化調査の結果に加え、最新情報を確認し、これらの情報を今次追加調査結果に反映させる。

(10) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンの技術レベル等）

基本設計調査及び事業化調査にて微取した見積りについて、物価上昇も勘案し再度微取する。再設計結果に基づいて、本事業で必要となる資機材（骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。また、必要に応じ材料の品質確認試験を実施し、適切な材料の調達先を検討する。

サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

(11) 事業内容の計画策定

上記追加調査結果及びJICAとの協議を踏まえ、再設計の結果に基づき事業内容の再確認を行う。再確認には最低限以下の項目を含めること。

1) 計画・設計の基本方針

2) 基本計画（計画橋梁の基本的仕様、舗装設計）

なお、設計見直しの場合は橋梁形式、道路線形、仕様に関しては、自然条件調査等を元にしつつ施工および維持管理に係るコスト等を勘案し、複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。

また、支承、伸縮装置等将来の交換を前提とする部材については、交換を不要もしくは容易な構造とすることを検討する。

3) 概略設計図

4) 施工計画

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 仮設計画
- ・ 実施工程

なお、施工計画の検討にあたっては、必要となる仮設構造物、既存交通への影響評価、交通規制計画、影響軽減対策についても再度検討する。施工監理計画では、見直した設計に基づく施工監理方針、施工監理体制、施工監理方法（安全、品質、工程管理（含む工事品質管理会議の開催提案））等を記載する。

(12) 橋梁形式の選定

無償資金協力の橋梁案件において、コスト縮減、現地事情を踏まえた品質の確保、受注企業のリスク遞減、更に多くの本邦企業の参加（競争性の確保）を促す上で、橋梁形式の選定は最も重要な課題である。橋梁形式の選定の際には以下の作業を行い、橋梁形式の選定結果について先方政府関係者に説明するとともに、報告書に取りまとめること。

1) 橋梁形式選定のフローチャートの作成

基本設計調査及び事業化調査での橋梁形式選定結果、サイト状況調査結果、ギニア側との協議結果等を基に、どのような検討プロセスを経て橋梁形式を選定するかについてフローチャートに取りまとめる。フローチャートについては業務計画書に記載することとするが、現地調査、国内設計作業の各段階で新たに判明した事実を踏まえ、必要に応じて、適宜、見直すこととする。

2) 橋梁形式選定上の前提条件の整理

橋梁形式選定上の重要な前提条件の整理を行う。河川条件、地形条件、設計条件、施工条件等を確認し、施工困難な橋梁形式は予め検討対象から外し合理的、効率的な検討を行う。

なお、橋梁設計の前提条件として架橋位置の決定と径間割は、その後の設計を左右する重要事項であるので、これらの決定根拠を分かり易く示すこととする。

3) 比較表を用いた代替案の検討

前提条件を踏まえ、3～5種類程度に絞り込んだ橋梁形式に対して、経済性（ライフサイクルコスト）、施工性、環境社会配慮、維持管理面等といった複数の視点から総合的に比較評価を行い、最適な橋梁形式を選定する。なお、比較評価の結果は分かり易く表形式に取りまとめることとする。

(13) 相手国側負担事項の整理

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新していくものである。

(14) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく追加調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③資機材の輸入に課される税金や諸費用、④付加価値税（VAT等）、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（または事後還付）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。

免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始

時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報の確認と情報アップデートについて JICA 事務所と合意する。調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。なお調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、調査報告書に添付すること。

(15) 事業の維持管理計画策定

維持管理について、人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況などを確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法及びプロジェクトの維持管理費、更新費用を検討する。

(16) 事業の概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費につき、今次追加調査にて見直した単価を基に再積算する。

積算に当たっては、設計・積算マニュアルを参照し、積算総括表を作成の上で、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル補完編（土木分野）（2016年4月）」を参照して積算を行うこと。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討すること。

(17) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を再整理する。

(18) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

今次追加調査の結果を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点を今回改めてまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、今次追加調査結果の段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(19) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計によるリスク軽減策等について追加検討する。

(20) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標として、新たに建設予定道路間の①旅客

数（人/年）、②貨物量（t/年）等を想定している。

(2 1) 準備調査報告書（案）の作成

今次追加調査全体を通じ、その結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について JICA と協議する。

(2 2) 内部照査

設計内容の正確性と成果品の品質を確保するために、今次追加調査結果について内部照査を行うものとする。照査チェックリストを基に JICA に内部照査結果の説明を実施すること。プロポーザルでは照査計画の考え方および照査項目（項目のみでよい）を提案すること。照査計画及び照査項目の詳細（主な内容）については業務計画書に記載の上、JICA に提示すること。なお、今次追加調査結果と詳細設計における照査の関連性を念頭に置き、照査設計段階で想定される照査項目についても併せて作成、提案すること。

(2 3) 事業概要の本邦企業への説明

JICA は、DOD 調査前に本追加調査の対象事業への応札を検討する本邦企業（OCAJI 等の関連業界団体を含む）に対し事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業といった、事業実施に重要なポイントを説明する事業説明会を開催する。コンサルタントは、同説明会において調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。また、同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応を JICA と協議し、調査結果に反映させる。

(2 4) 準備調査報告書（案）の説明・協議

概略事業費を含む上記準備調査報告書（案）について主に基本設計調査及び事業化調査時からの変更点をギニア国政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(2 5) 準備調査報告書等の作成

ギニア国政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集
- 5) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版
- 6) 免税情報シート

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6) から (10) を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

(1) 業務計画書	: 和文 3 部
(2) インセプション・レポート	: 和文 8 部
(3) 第一回現地調査結果概要	: 仮文 10 部
(4) 第二回現地調査結果概要	: 和文 8 部
(5) 準備調査報告書（案）	: 和文 8 部
(6) 概略事業費（無償）積算内訳書	: 仮文 10 部
(7) 概要資料 （※完成予想図を含む。）	: 和文 2 部
(8) 準備調査報告書 （※完成予想図、 進捗報告書初版及び免税 情報シート及び照査チエ ックリストを含む。）	: 和文（製本版）8 部及び CD-R 1 枚
(9) デジタル画像集	: 仮文（製本版）10 部及び CD-R 3 枚
(10) 進捗報告書（Project Monitoring Report）（仮訳付き）の初版	: 和文（先行公開版）3 部及び CD-R 1 枚
(11) 照査チェックリスト	: CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度）
(12) 免税情報シート	

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (6) については設計・積算マニュアル補完編を、その他については無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドラインを参照することとする。

注3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本追加調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：先行公開版）を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2017年8月中旬より第1回現地調査を行い、帰国報告会後に国内解析（積算審査期間含む）を実施し、2018年4月中旬には第2回現地調査（報告書案説明）を実施することを想定する。同6月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。この業務工程計画（案）は第1回現地調査で設計見直しの必要性があると判断した場合を想定している。見直す必要性がないと判断した場合は監督職員と協議の上、業務工程を変更すること。

協力準備調査の工程	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
雨期		※※※	※※※	※※※	※※※	※※※	※※※	
事前準備		☆		☆	■			
現地調査			公示		契約締結			
設計見直し判断					▲			
国内検討					□		□□□□□	□□□□□
国内整理					▲IC/R			
報告書・概要資料								
積算審査								●設計方針会議
本邦企業説明会								
対処方針会議					●第一回			
OD/DOD								
帰国報告会							●第一回（設計方針会議）	
財務実行協議								
閣議								
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
雨期						※※※※※※		
事前準備								
現地調査	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	■■			
国内検討	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□			
国内整理					概略事業費・積算内訳書:DFR	□□		
報告書・概要資料				▲			▲FR	
積算審査				▲				
本邦企業説明会					▲			
対処方針会議					▲			
OD/DOD					DOD▲			
帰国報告会						▲		
財務実行協議							▲	
閣議								▲閣議（仮）

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約 17.75M/M（通訳除く）

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任／橋梁計画（2号）
- 2) 橋梁設計（3号）
- 3) 調達事情／施工計画／積算
- 4) 道路設計
- 5) 自然条件調査
- 6) 環境社会配慮
- 7) 照査

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(3) 通訳

本追加調査には通訳（仏語）の配置を認める。ただし、経費は直接費のみとする。

また、日本から参団する通訳団員に加え、現地での通訳傭上も必要に応じ認め
る。傭上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

3. 配布資料

関連資料として以下の事業に係る報告書、関連情報が JICA 図書館
(<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>) 及び JICA
ナレッジサイト (http://gwweb.jica.go.jp/km/km_frame.nsf) にて閲覧可能です。

【無償資金協力準備調査】

- ・「幹線国道橋梁改修計画基本設計調査」(2008 年)
- ・「幹線国道橋梁改修計画準備調査（事業化調査）」(2013 年)

以下は業務指示書配布時に併せて配布いたします。

- ・無償資金協力要請書
- ・カテゴリ B 案件報告書執筆要領
- ・内部照査について
- ・照査チェックリスト（サンプル）

4. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 第 1 回現地調査

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約 10 日間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本追加調査方針および
無償資金協力制度を確認し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取り
まとめる。

(2) 第 2 回現地調査（報告書案説明）

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約 10 日間
- 3) 目的：追加調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関する協議議
事録を取りまとめる。

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見
を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める。コ
ンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置につ
いてプロポーザルにて提案すること。なお、これら調査については別見積りとする。

- (1) 交通量調査
- (2) 気象調査及び水理・水文調査
- (3) 地形測量
- (4) 地質調査

現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、ギニア国内に現地再委託可能な業者がいない場合に限り、本邦又は第三国機関・コンサルタント・NGO等に再委託することも認める。ただし、本邦又は第三国に再委託する場合はその必要性・妥当性・経済性を十分に検討すること。

6. 調査補助員

また、下記調査は、現地再委託に限らず、調査補助員を活用した直営による実施も選択肢として検討し、最適な方法をプロポーザルにて提案すること。

- (1) 交通量調査の実施または補助、データ整理、分析
- (2) 水理・水文、気象調査に係る資料収集等
- (3) 環境社会配慮調査にかかる現地調査、ステークホルダー協議の開催支援、資料収集等

7. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国の無償資金協力事業として実施される場合、JICAは本追加調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザル作成ガイドライン」の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。本邦から携行するコンサルタント所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(4) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAセネガル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務

所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAセネガル事務所、在ギニア日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

（6）不正腐敗の防止

本追加調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

（7）複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

以上

(別紙1)

ギニア国道三号線橋梁改修計画準備調査にかかる自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、据付計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目

（1）気象調査及び水理・水文調査

調査目的	：道路設計、橋梁設計等の検討に必要な河川の特性を把握する
調査位置	：施工予定区間とその周辺
調査内容	：ヒアリング・現地踏査等による既存データ・資料の収集、河川水位、河床変動、流量、流速、降水量等
実施方法	：直営または現地再委託（必要に応じ調査補助員の傭上を認める）
成果品	：観測記録、分析結果等

（2）地形測量

調査目的	：道路設計、既設道路の拡幅設計および施工に必要な地形や河川の情報を把握する
調査位置	：施工予定区間とその周辺
調査内容	：平板、基準点、中心線、横断、縦断、河川縦断、河川横断等の各種測量
実施方法	：直営または現地再委託
成果品	：地形図、縦横断図等（明瞭な図を準備調査報告書に掲載すること）

（3）地質調査

調査目的	：道路設計および施工に必要な地質の状況を把握する
調査位置	：調査位置：施工予定区間とその周辺
調査内容	：ボーリング、標準貫入試験、土質試験、CBR試験、骨材材料試験等
実施方法	：直営または現地再委託
成果品	：地質調査報告書等（明瞭な図を準備調査報告書に掲載すること）